

地方公共団体投入調査

公営事業会計（公共下水道事業）調査票記入要領

（平成 23 年産業連関構造調査）

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

本調査票は、総務省自治財政局で実施している「地方公営企業決算状況調査」第 21 表費用構成表による項目（1 職員給与費、2 支払利息…12 流域下水道管理運営費負担金、13 その他）に従って記入します。

なお、受託工事は建設活動になりますので、受託工事費を特掲し、本来の下水道事業、受託工事に区分しそれぞれを調査します。

A 職員給与費

職員給与費とは、（1）基本給（給料、扶養手当及び調整手当の合計額）、（2）手当、（3）賃金、（4）退職給与金、（5）法定福利費の合計額です。

なお、職員給与費に管理者の給与も含めます。

B 支払利息

支払利息とは、（1）一時借入金利息、（2）企業債利息、（3）その他借入金利息（他会計からの長期借入金等にかかる利息）の合計額です。

なお、支払利息には、取扱手数料は含みません。

C 減価償却費

建物、構築物、機械、装置、車両運搬具及び器具備品に係る減価償却費の合計額です。

D 動力費

- 1 動力電気料（処理場、ポンプ場など下水の処理に要する動力電気料を計上）
- 2 その他（停電時の自家発電装置のディーゼルエンジン等を駆動させる重油等を計上）

E 光熱水費

電気料、水道料及びガスの使用料。その他には、冷暖房使用料等を計上します。（計器使用料等も含む。）

F 通信運搬費

1 郵便料、2 電報電話料、3 テレックス、テレタイプ、データ通信等専用回線の使用料等のその他の通信、4 借上自動車代、交通実費、材料運搬等に要する借上自動車代、

借上船舶代等の運搬費に区分して計上します。

G 修繕費

有形固定資産、工具、器具、備品、及び管きよの修繕費を計上します。1 建物には、建物その他構築物の修繕費を計上し、2 機械には、据付機械の修繕費を計上し、その他の修繕費のうち、4 管きよに分類されるもの以外の修繕費は、3 工具、器具、備品に計上します。

H 材料費

工事に使用する材料費で、1 鋳鉄類及び鋼鉄類、2 非鉄金属類、3 木材類、4 コンクリート製品、5 窯業製品、6 石材類、7 その他に区分して計上します。

I 薬品費

処理場、ポンプ場などで使用する薬品費を計上します。

J 路面復旧費

道路復旧費を計上します。

K 委託料

調査、試験、設計、洗濯、清掃及び電話交換等一般管理事務に関する委託料並びに軌道防護、障害物移転、電灯引込及び給水栓取付替等の工事委託料を下記の区分により計上します。

- 1 調査計算…公共下水道事業の総合計画等の策定のための社会科学的調査及び料金徴収事務等のデータ処理等の委託料
- 2 試験研究…新技術の開発、水質試験等の委託料
- 3 建物サービス…床清掃、警備、ビルの窓拭き、ビルメンテナンス、エレベータなど機器の保守等の委託料
- 4 土木建築サービス…設計、測量など土木建築サービスに関する委託料
- 5 クリーニング業への支払…貸与被服の洗濯に要した費用
- 6 工事委託料…軌道防護、障害物移転、電灯引込及び給水栓取付替等の工事委託料

L 流域下水道管理運営費負担金

流域下水道管理運営費負担金を計上

M その他

- 1 旅費（職員の旅費を計上）
- 2 被服費（「被服貸与規程」等に基づいて貸与する被服費を計上）
- 3 備品・消耗品費（一般管理事務に使用される備品・消耗品費及び作業に使用する備品・消耗品費を計上）
- 4 補償金（賠償金、その他補償費及び工事又は作業に起因する物件の移転補償費で当初設計の際に見込まれるもののみ計上、損失補償は含まれない）
- 5 負担金（その他の負担金には電話架設料、庁費管理分担金及びその他の負担

金を計上)

- 6 厚生費（職員の厚生・福利に要する経費を計上）
- 7 燃料費（（1）ガソリン、オイル等の自動車用燃料費、（2）灯油重油等採暖用燃料費、（3）木炭、コークス、カーバイト、薪等の作業用薪炭、（4）ガソリン、モービル油、軽油等の作業用燃料油に区分して計上）
- 8 印刷製本費（文書、図面、帳簿及び青写真等の印刷物並びに伝票及び帳簿等の製本費を、活版及び写植印刷とその他印刷に区分して計上）
- 9 貸借料（土地、建物、機械、その他の物件の賃借料及び使用料を計上。会場借料は、9-2 建物へ計上）
- 10 会費（諸学会及び諸団体へ対する会費を計上）
- 11 保険料（火災共済分担金、自動車損害賠償保険料等の損害保険料を計上）
- 12 その他（手数料、報償費、研修費、行事費、訴訟費、請負費、雑費等1～11以外の費目を計上）